児童・生徒・保護者の皆様へ

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口を設置しました。

東京都教育委員会では、都内の公立学校の教職員等による児童・生徒へのわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント等を早期に発見するため、児童生徒性暴力に関する通報及び相談を受け付けるための第三者相談窓口を設置しました。第三者相談窓口では、弁護士が相談員として性暴力被害の相談を電話やメールで受け付けています。

性暴力ってどんなこと？

必要がないのに
身体に触られる…

SNS でいやらしい
メッセージや画像を
送信される…

着替えているところ
をのぞかれる…

性的なからかいや
冗談を言われる…

身体をしつこく
ながめられる…

デートに
誘われる…

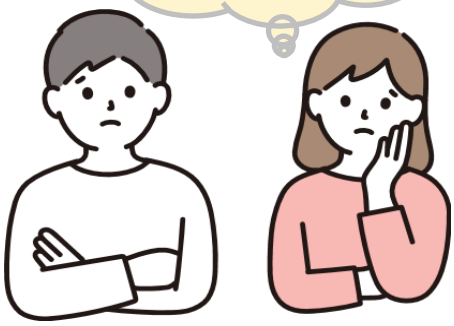

■連絡先及び受付時間

〇電話による相談受付

連絡先	受付時間
０７０－３１６３－９００３ （女性弁護士）	月、火、木曜日：午後３時から６時まで 土曜日　　：午前９時から正午まで ※各曜日の当番弁護士は東京都教育委員会HPを御確認ください。 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html
０８０－９４１８－８２４５ （男性弁護士）	

〇メールによる相談受付（随時受付）

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp